

むつ市制施行 50 周年・合併 5 周年記念イベント
「第 1 回むつデジタル映像フェスティバル」作品募集要項

【開催主旨】

本年市制 50 周年を迎えるむつ市では、東北地方でデジタル映像クリエイターを目指す学生たちを応援すべく、学生たちに作品の発表の場を提供し、さらに同じ志を持つ学生同士や、特別審査員、またむつ市民たちとの交流の場を設け、学生たちがさらなる研鑽を積んでいくきっかけとなっていく映像フェスティバルを、むつ市が一番美しい季節を迎える 10 月に開催いたします。

【応募資格】

東北地方（6 県）の大学・専門学校に在籍（または制作中に在籍）し、デジタル技術を用いて作品を制作した個人あるいはグループの方々。※卒業後 2～3 年まで応募可

【募集作品について】

下記のどちらかの条件を満たしている作品であれば、既存の作品も審査対象とする。

1. デジタル技術を用いて制作された「東北」をテーマとした作品
（場所、人、民話等々「東北」に関連していれば可）
2. デジタル技術を用いて制作された作品 ※テーマ不問

■映像ジャンル

アニメーション、ドラマ、ドキュメンタリー、アート系など

■作品分数

約 15 分までのショートストーリー作品

■応募フォーマット

miniDV、DV、DV-CAM、DIGITAL β-CAM、DVD

※テープ、DVD にも必ず作品名と制作者名をご記入ください。

データ形式等上記以外の提出についてはご相談ください。

【募集期限】

2009 年 4 月 1 日（水）～2009 年 7 月 31 日（金）※当日消印有効、宅配便でも可

【注意事項】

- ・デジタル技術を導入して制作・編集されたオリジナル映像であること。
- ・作品中で使用される映像・音楽・その他素材に関して、第三者の著作権や肖像権が発生する場合は全て使用許可を得ていること。※著作権については後述
- ・全国規模で行われているコンテストで入賞し、発表・上映された作品の応募は不可。
- ・応募規定以外の作品、公序良俗に著しく違反した作品の応募は不可。
- ・作品の制作・応募に関する費用一切は応募者の負担とする。

【審査形態及び特典】

応募作品の中から、審査員 6 名によりフェスティバル時に上映する作品を選定。
フェスティバル開催時に、審査員及びむつ市民（観覧者）の投票により奨励作品
を選出し表彰する。

（▼表彰状及び賞品〈むつ市特産品など〉）

【音楽の使用、著作権について】

- ・応募者自身が作品の著作権を有していること。
また共同制作者がいる場合は必ず許諾を得ていること。
- ・作品中に使用される美術、映像、写真、音楽などについては、必ず著作権が応募者に帰属しているものか、著作権者の許諾を得ていること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償などの主張がなされたとしても、応募者が自らの責任で対処することとし、主催者は一切の責任を負わない。

※著作権については社団法人著作権情報センター (<http://www.cric.or.jp/>) を参照のこと。

【応募作品の使用範囲】

1. むつデジタル映像フェスティバルでの上映
 2. 放送メディア、web サイト等での紹介
 3. 広報宣伝活動での使用（ポスター・チラシなど印刷物への転載含む）
 4. その他フェスティバル促進活動等での使用
- 応募いただいた時点で上記の承諾を得たものとする。

【補足事項】

- ・「デジタル技術」の定義について
本要項内の「デジタル技術」については、作品の内容に関わらず、
映像の制作過程において、デジタル機器（カメラ、PC など）を多少でも使用していれば、「デジタル映像作品」とする。

【応募先・問い合わせ】

リサイクル燃料貯蔵株式会社内

むつデジタル映像フェスティバル実行委員会事務局 担当：上野・渡部

住所：〒035-0076 青森県むつ市旭町 1 - 1 5

電話：0175-24-5043（月～金/午前 10 時～午後 5 時まで ※担当不在の場合がございます）